

議案第140号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。